

# NPO法人抱樸 居住支援について

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

NPO法人 抱樸

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

一般社団法人 全国伴走型支援推進協会

東八幡キリスト教会

代表 奥田知志



# 報告内容

- 1、抱樸について
- 2、居住支援のゾーンと課題
- 3、サブリース型居住支援の実践  
(プラザ抱樸)

# 1、NPO法人抱樸について

「ひとりにしない」という支援

## NPO法人抱樸の概要

活動開始 1988年12月(北九州越冬実行委員会)

法人設立 2000年11月(2004年より『認定NPO』)

正会員数 183人 賛助会員数 204人

法人会員数 5社

ボランティア 約1,500人 スタッフ数 106人

年間寄付 3000万円

活動エリア 福岡県(北九州市、中間市、福岡市)、  
山口県(下関市)

自立者数 約3,500人 継続サポート約2,000人

自立達成率 90%(6か月の支援プログラム)

自立生活継続率 92%

就労率 56.6%

シェルター及び社会的住居定員 84室

サブリース型支援付き住居 71室

年間の居住支援数 227人(2017年度)

# NPO法人抱樸の活動特徴⇒自由

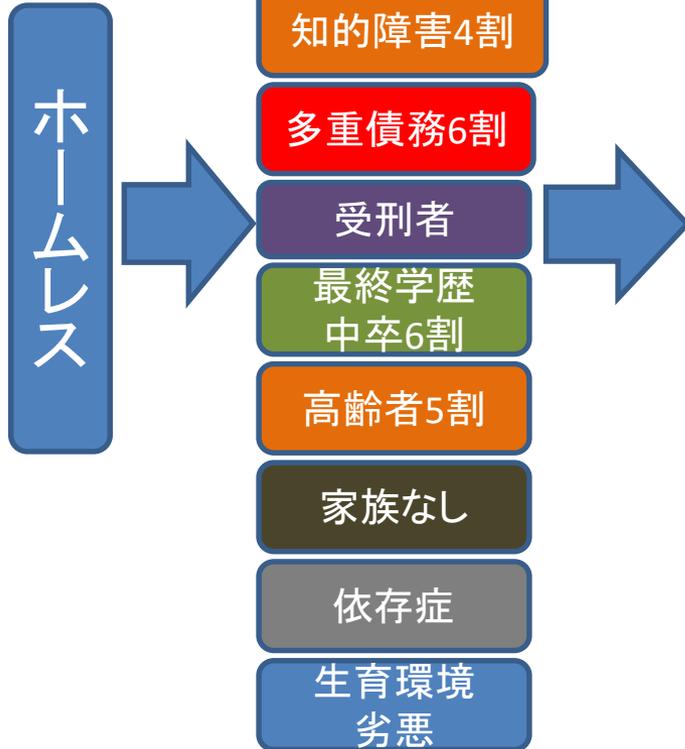
①人を属性で見ない ②一人との出会いから事業展開 ③断らない

抱樸27事業

自主事業 15事業

制度事業 4事業

委託事業 8事業



実施事業	
自主事業	1 炊き出し委員会
	2 自立支援住宅委員会
	3 サポート委員会
	4 広報委員会
	5 互助会
	6 抱樸館北九州（生活相談・レストラン・配食）
	7 生活サポートセンター小倉
	8 生活サポートセンター八幡
	9 見守り支援付住宅 プラザ抱樸
	10 金銭管理支援事業
	11 居宅設置支援の会 事務局
	12 ホームレス支援法律の会 事務局
	13 地域生活定着支援協議会 事務局
	14 総務部
	15 経理部
制度事業	16 グループホーム抱樸
	17 デイサービスセンター抱樸
	18 多機能型障がい作業所ほうぼく
	19 B型作業所ほうぼく
委託事業	20 巡回相談事業（北九州市）
	21 生活相談事業（北九州市）
	22 日雇い労働者等技能講習事業（厚生労働省）
	23 自立相談・家計・子ども支援事業（中間市）
	24 就労準備支援事業（北九州市）
	25 子ども・家族まるごと支援事業（北九州市）
	26 刑余者・地域生活定着支援センター（福岡県）
27 再犯防止立ち直りサポートセンター（福岡県）	

# NPO法人抱樸の概要

## ◆沿革

- |         |   |         |                                 |
|---------|---|---------|---------------------------------|
| 1988/12 | 北九州越冬実行委員会発足(現法人の前身)  | 2012/10 | 福岡県「ふくおか共助社会づくり活動表彰」受賞          |
| 2000/07 | 臨時総会にてNPO法人の設立を決定。<br>名称「北九州ホームレス支援機構」                      | 2013/09 | 抱樸館北九州・デイサービスセンター抱樸(ほうぼく)開所     |
| 2000/11 | 「NPO法人北九州ホームレス支援機構」認証                                       | 2013/10 | 多機能型事業所ほうぼく(抱樸)開所               |
| 2004/09 | 「ホームレス自立支援センター・北九州」開所。                                      | 2013/10 | 「子どもに対する学習支援モデル事業」開始            |
| 2004/12 | 国税庁より「認定NPO法人」に認定される  | 2013/11 | 北九州市「認定NPO法人」認定                 |
| 2007/04 | 自立生活援助ホーム「抱樸館下関」開所  | 2014/07 | 団体名称を「抱樸(ほうぼく)」に変更              |
| 2008/09 | 社会福祉法人グリーンコープとの協働により<br>福岡市で巡回相談を開始                         | 2014/07 | 公益財団法人社会貢献支援財団「社会貢献活動表彰」受賞      |
| 2009/02 | 北九州市内にて「緊急シェルター抱樸館」を開所                                      | 2015/04 | 中間市生活困窮者自立支援事業開始                |
| 2009/02 | 「ふくおか社会貢献活動表彰(NPO・ボランティア団体と企業との協働部門)」を<br>(株)サンキュードラッグと共に受賞 | 2016/12 | 読売福祉文化賞 受賞                      |
| 2009/10 | 浄土宗・第3回「共生(ともいき)・地域文化大賞」受賞                                  | 2017/01 | 第1回賀川豊彦賞 受賞                     |
| 2010/05 | 社会福祉法人グリーンコープによる困窮者<br>支援施設「抱樸館福岡」開所 運営に協力                  | 2017/09 | 居住支援事業 開始                       |
|         |   | 2017/10 | あらたな抱樸館下関計画検討開始<br>(現 抱樸館下関 閉館) |
|         |   | 2017/11 | 理事長奥田が糸賀一雄記念賞を受賞                |
|         |   | 2017/12 | 福岡県より居住支援法人の指定を受ける              |
|         |   | 2018/05 | ほうぼく第2作業所 事業開始<br>「グループホーム抱樸」開設 |

# 30年を支える**視点**

ハウスレス(経済的困窮)

ホームレス(社会的孤立)

## 2、居住支援のポイント

## ■住宅がないということ

### ① 生命的危機

生存を脅かす状態

### ② 社会的危機

住民基本台帳無し

⇒ 社会的手続き不可能

⇒ 就職不可能

### ③ 人間的危機

⇒ 孤立

⇒ 地域とのつながり喪失

⇒ 人とのつながりの喪失

※ **住居は前提**であり、人権である

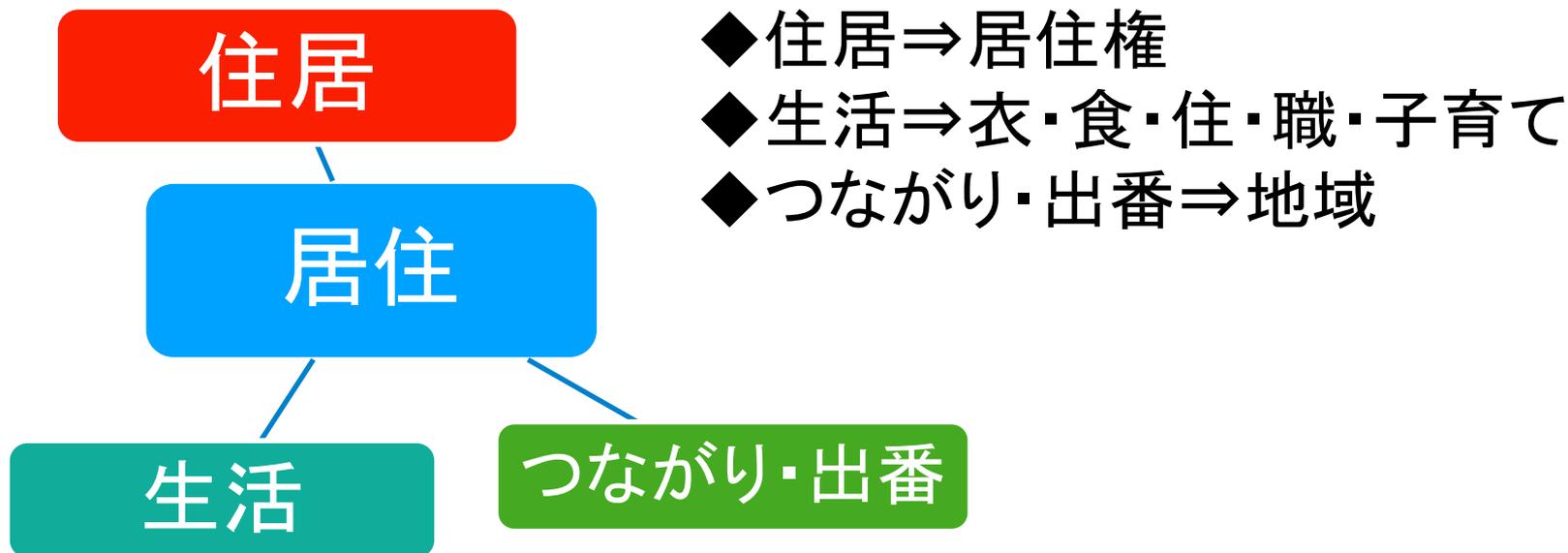
※ しかし、住宅確保に関しては、個人の課題となってきた。

# ポイント①住居支援ということ

居住(きょじゅう)とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、生活をしていくこと。

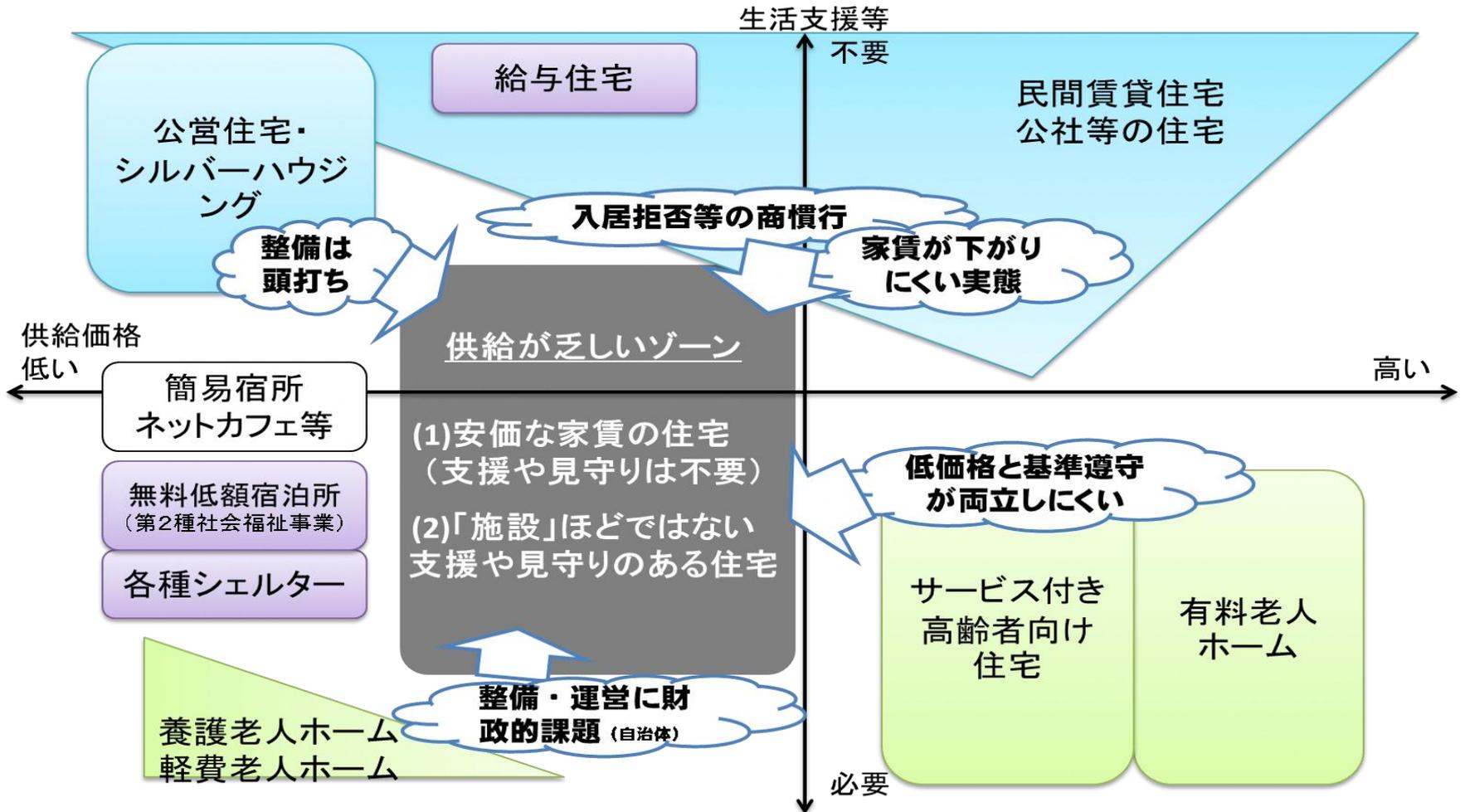
※住宅(ハコ)のみを指す概念ではない。

(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より)



# ポイント②供給課題ゾーン

## 居住に関する資源を巡る課題



## ポイント③相談は総合的包括的に

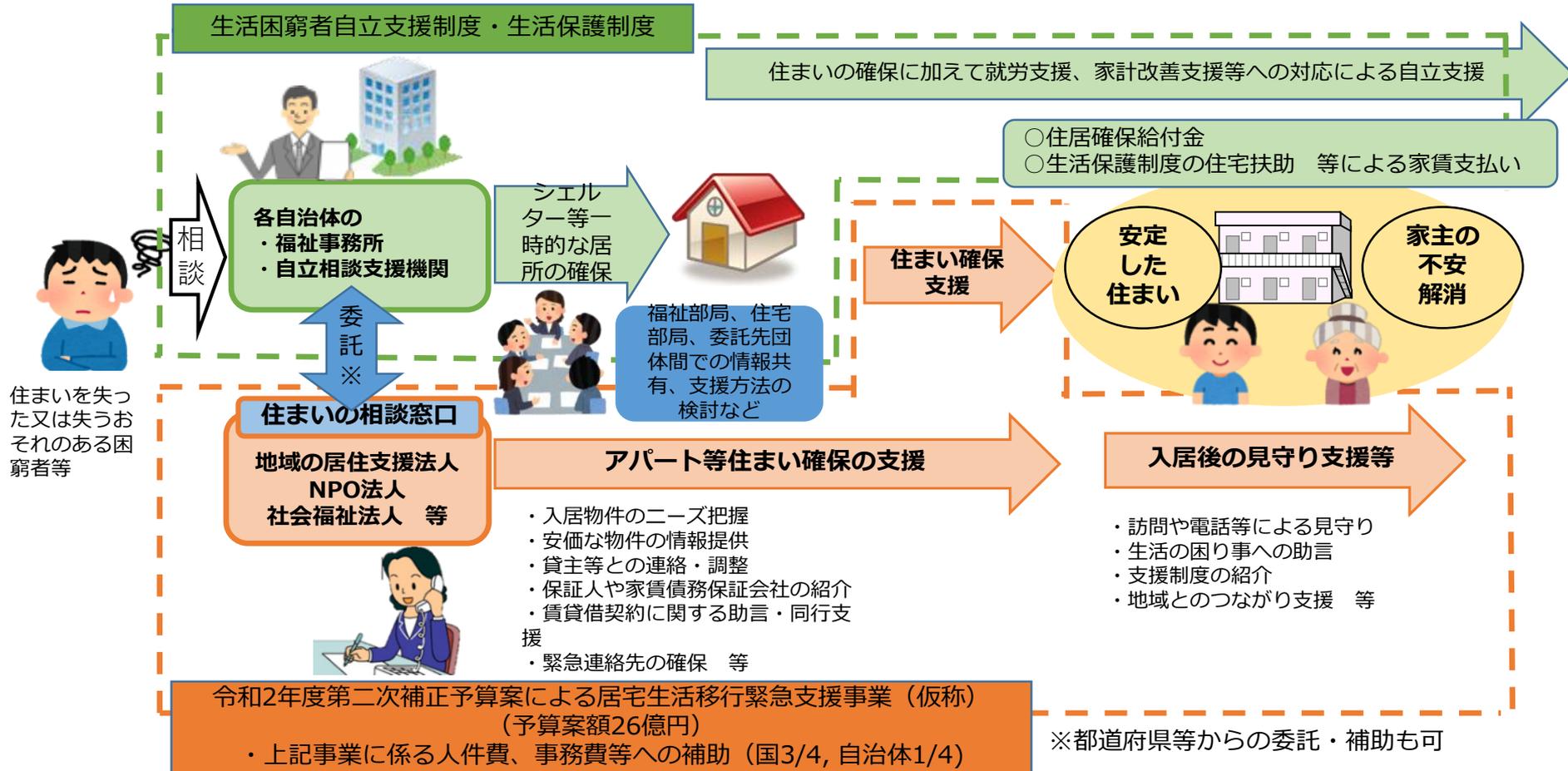
- ◆住宅だけ困窮している人はいない
  - ⇒複合的困難を抱えている
  - ⇒住宅は困難のひとつ
- ◆総合的で包括的な相談支援の実施
  - ⇒相談内容の多様性
  - ⇒入居本人からの相談
  - ⇒大家からの相談
  - ⇒不動産業者からの相談
  - ⇒地域住民からの相談(近隣トラブル想定)
- ◆住宅を含む個別支援計画の策定
- ◆他の相談機関との連携体制の構築

※2020年度第二次補正予算での新たな相談事業  
「居宅生活移行緊急支援事業(仮称)」

# 生活困窮者等の住まい対策の推進

- 住居不安定者（離職により住まいを失うおそれのある方や、ホテル等の一時的な居所に滞在する方など）に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。
- 令和2年度補正予算案による居宅生活移行緊急支援事業（仮称）により、住まいに困窮している相談者に対し、入居から見守りまで、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度と一体的に相談者の状況に応じた支援を実施する。

## 事業のスキーム



# ポイント③二つの安心

## ◆入居者の安心

- ⇒見守り
- ⇒生活支援(家族機能の社会化)
- ⇒相談できる人の存在 ⇒保証人確保

## ◆大家・不動産オーナーの安心

### 【入居拒否の理由】

- ⇒家賃滞納の心配
- ⇒保証人がいない
- ⇒相談先がない
- ⇒見守りが無い(生活支援)
- ⇒孤立死の危険性・死後事務(葬儀含む)

※65歳以上の単身世帯 624万世帯(2015年)

# 抱樸の総合的生活支援

## NPO「自立生活サポートセンター」の直接支援メニュー

### ①就労支援・定着支援

2016年度離職者14名、再就職者16名

職場との連携・・・無断欠勤時の訪問確認

### ②住居支援

相談対応 近隣トラブル対応

大家や管理会社との連携

転居支援・・・転居54名の支援

### ③福祉事務所等の連携による支援

保護CWとの協働

### ④健康・保険支援

健康状況の把握と助言。

受診同行、服薬管理、病院との情報共有

### ⑤親族・地域との交流支援

親族との連絡、再会支援

地域住民(民生委員含む)との交流支援

### ⑥他法活用による支援

年金の受給申請、雇用保険、傷病手当申請

障がい者手帳の取得支援

### ⑦法律・人権支援その他

債務の法律相談、逮捕拘留時の弁護士連携  
(定着支援センターとの連携)

### ⑧定期訪問

データベース3ヶ月記載なし基準)

いつでも相談できる体制

買物同行 個食防止・・・「お昼ご飯を一緒に支援」

### ⑨互助会連携

世話人会が、行事カレンダー等を毎月 訪問配布

葬儀は、互助会葬で実施

### ⑩看取り等支援

自立の5本柱

「自立した者は一人で死なない、一人で死なせい」

葬儀社連携、宗教の連携(葬儀、納骨)

(路上7割、自立後5割で無縁仏)

### ⑪金銭管理支援

アディクション対応(ギャンブルやアルコールなど)

本人同意前提で金銭管理実施

定期来所はケアのチャンス

自立支援法の「家計支援」とは違う

⇒後見人の手前を支援

昨年の年間対応件数14,104件 (700名)

日常的金銭管理268名

(毎日3名、週2回1名、週1回118名、月2回59名、  
月1回24名、その他63名) 積立管理支援は187名

# ポイント④債務保証人の確保

- ◆これまで債務保証人は家族が引き受けてきた
  - ⇒しかし、単身化や家族不在状況が広がっている
- ◆保証人の確保
  - 1) 居住支援法人による債務保証
    - ⇒生活支援等とのマッチング可能に
    - ⇒国による事故補償(7割)
  - 2) 機関保障・債務保証会社の利用
    - ⇒原則的に大家の損害補償の仕組み
- ◆家賃事故の場合
  - 1) 大家、もしくは管理会社から請求
  - 2) 債務保証人による支払い
  - 3) 大家による明け渡し訴訟
  - 4) 明け渡しまで6か月から一年程度
  - 5) 所在不明の場合の残地物などの問題

# 抱樸の債務保証連携事業

## 審査で落とさない・生活支援付き保障

「債務保証会社」と「NPO抱樸」による生活支援付保証事業

### 目的

住宅確保要配慮者(生活困窮者)の居住喪失を防ぐため

抱樸と債務保証会社が連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

### 対象

従来、オーナー・不動産会社のリスクを理由に入居拒否される層

家賃債務保証会社の審査が通らない層

### 枠組み

■入居支援・保証人提供(債務保証会社:オリコフォレントインシュア)

⇒オーナー・不動産会社のリスク(滞納や原状回復リスク)を保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチする事で生活支援につなげる

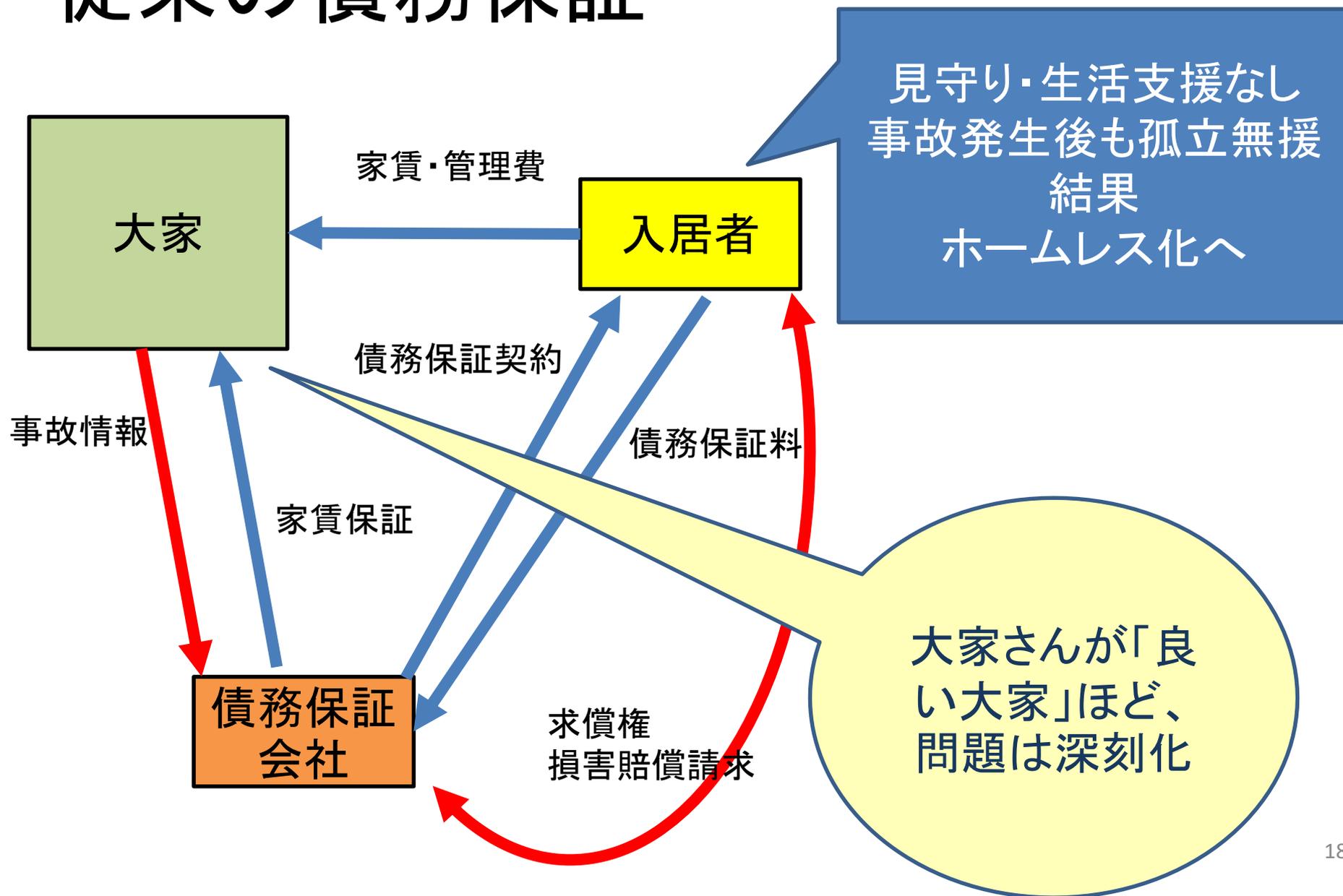
⇒月二回のオートコールにて安否確認。確認できなければ抱樸への連絡。

■見守りと生活支援(抱樸)

⇒契約者の相談、見守り、緊急対応を行い、安定的な日常生活へ立て直しを伴走する

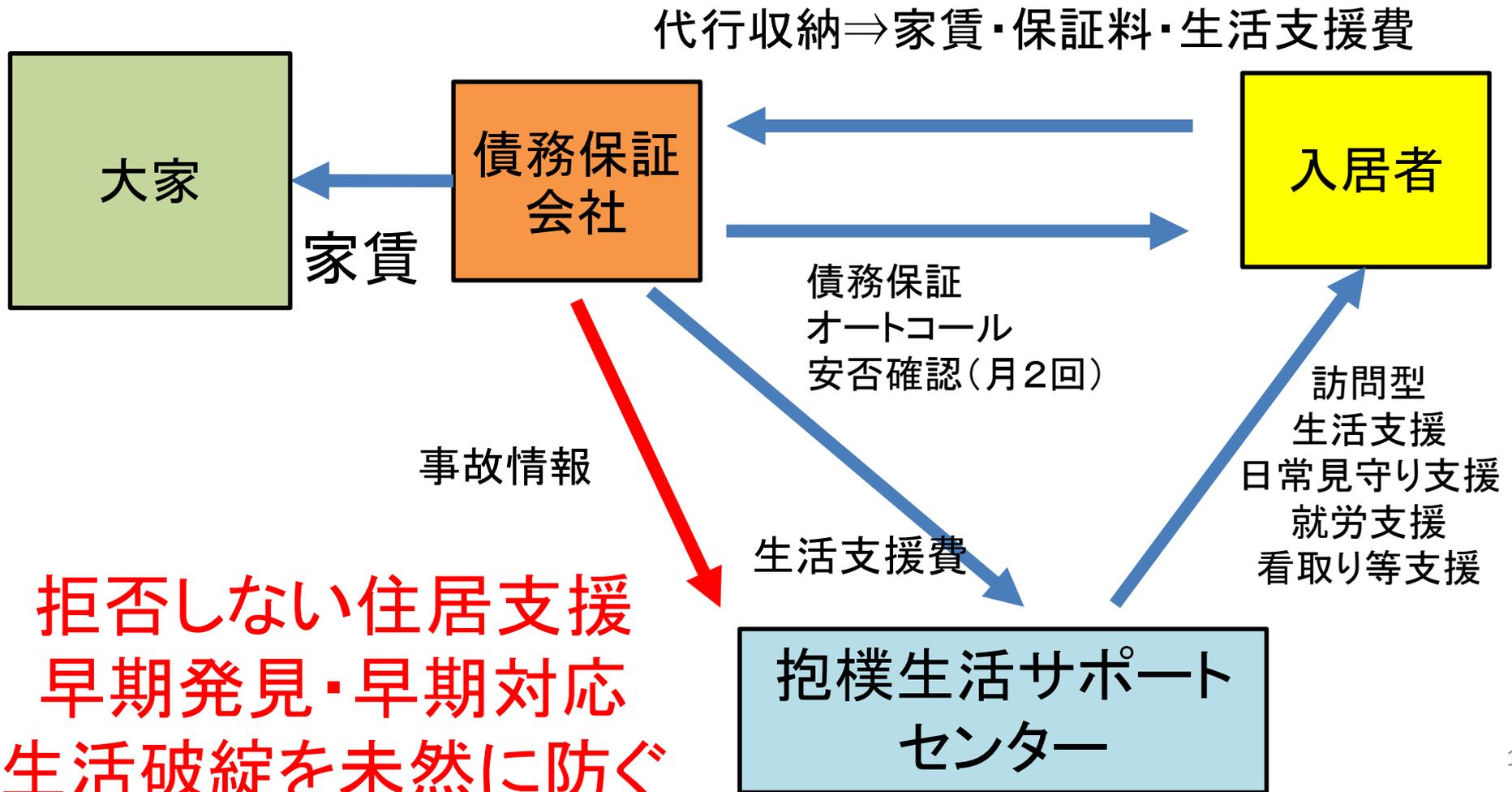
■費用  
保証会社・・・初回1カ月分 毎月収納する金額の1%の保証料  
抱樸・・・・・・・毎月2000円(税抜) の生活支援費

# 従来の債務保証



# 今回の事業モデル

保護世帯の場合  
北九州市代理納付



# ポイント⑤物件確保

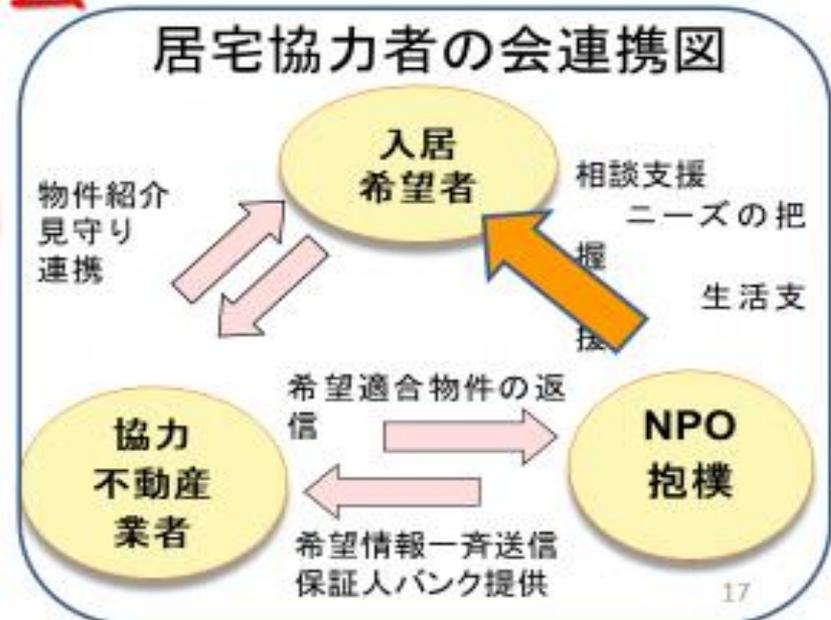
## ◆不動産事業者との連携

一般不動産市場における物件確保  
⇒空き家バンクよりも有効

自立支援居宅協力者の会  
北九州・福岡で53社

### NPOと不動産業者による見守り

- ①ニーズに合わせた物件
- ②不動産業者による見守り  
⇒家賃滞納の早期発見
- ③NPOによるサポート



# NPO法人抱樸 2017年度居宅支援実績

	センター	支援住宅	定着	就労	下関	巡回	中間	サポ	合計
居宅相談人数	53	8	54	2	24	90	61	72	364
入居件数	53	8	26	2	24	47	7	62	229
民間	36	6	6	0	10	13	5	21	97
見守り付き住居	3	1	0	1	1	2	0	12	20
高齢者向け住宅	1	0	0	0	0	0	0	5	6
グループホーム	7	0	4	1	2	1	0	7	22
その他施設	6	1	16	0	11	31	2	17	84

年間相談件数 364件

入居者 229人

## ポイント⑥居住支援法人

### ■居住支援法人の現状

⇒約300法人

⇒不動産系と福祉系の混在（福祉系が増加傾向）

### ■居住支援法人は看板

⇒本体事業を持つ法人が居住支援法人となる

⇒潜在的プレイヤーは無限

⇒すでに居住支援を実施している事業所は多い

### ■連携が課題

⇒生活困窮者支援、生活保護、障害福祉、医療、更生保護等

■人材育成の強化  
⇒人材育成実施

（全国居住支援法人協議会での研修）

### ■支援費用の捻出が課題（一部国の補助金あり）

# 2019年6月29日居住支援法人の全国組織設立

## 代表呼びかけ人



村木 厚子

元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授

福祉にかかわる人々から、高齢者にとって必要なものは「安心できる居場所」「味方」「誇り」だと聞きます。刑務所出所者の支援をする矯正・保護関係の人々から、立ち直りに必要なものは「居場所」と「出番」だと聞きます。両者に共通するのは「居場所」です。単なる「住居」でなく「居場所」を創るために、全国居住支援法人協議会は、「居宅と暮らしの一体的な支援」を目指します。皆様のご支援・ご協力を心からお願いいたします。



三好 修

株式会社三好不動産社長  
全国賃貸住宅経営者協会連合会会長

近年、加速するITやAI化により変化する社会構造や法律改正の中で外国人労働者受け入れ拡大や少子高齢化が一段と進み、身寄りのない高齢者や外国人は住まいの確保が困難となる問題が絶えずあります。その一方で民間賃貸住宅の家主は時代とともに空室という問題を抱えており、私達はこの両者の間に立ち、皆様のご協力のもと、多様な問題を解決する仕組みを構築して参ります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



奥田 知志

NPO 法人抱模理事長  
生活困窮者全国ネットワーク共同代表

ホームレス支援に携わって30年が過ぎました。住まいをなくすことがどれだけ過酷であるかをつぶさに見てきました。家を失うとは、社会生活の基盤失うことであり、「ホーム」と呼べる「つながり」を失うことです。「臺に上で死にたい」とおっしゃっていたおじさんが、アパート入居後「俺の最期は誰が看取ってくれるだろうかとつぶやかれたことが忘れられません。」全国居住支援法人協議会が発足します。住宅確保が困難な人が増える中、「住まい（ハウス）と暮らし（ホーム）」を一体的に支える仕組みが必要です。居住支援法人の役割は重要です。ご参加ください！共生社会を創造しましょう！

## 会員登録のお願い

### 会員種別および年会費

1号会員（総会議決権有）：1口 30,000円

2号会員（総会議決権無）：1口 10,000円

賛助会員：団体1口 50,000円

個人1口 3,000円

### <会員種別>

1号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有する。

2号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有しない。

賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助・後援する者又は事業成果等の情報の提供等を受けようとする者で、別に定める会費を納めた法人又は個人。

### <振込先>

城南信用金庫 営業部本店

普通預金 口座番号 859992

口座名義 一般社団法人全国居住支援法人協議会

代表理事 奥田知志

フリガナ ジャ/ゼ/ノクキヨ/ウシノホジ/ンチヨ

※振込手数料はご負担くださいますよう、お願い申し上げます。

### ● お問い合わせ ●

一般社団法人 全国居住支援法人協議会  
(略称：全居協)

事務局所在地：〒169-8527

東京都新宿区大久保 2-2-6

ラクアス東新宿

(バルシステム生活協同組合連合会内)

TEL：03-6273-8660 FAX：03-3232-6536

E-mail：info@zenkyokyou.jp

URL：https://www.zenkyokyou.jp



一般社団法人  
全国居住法人支援協議会

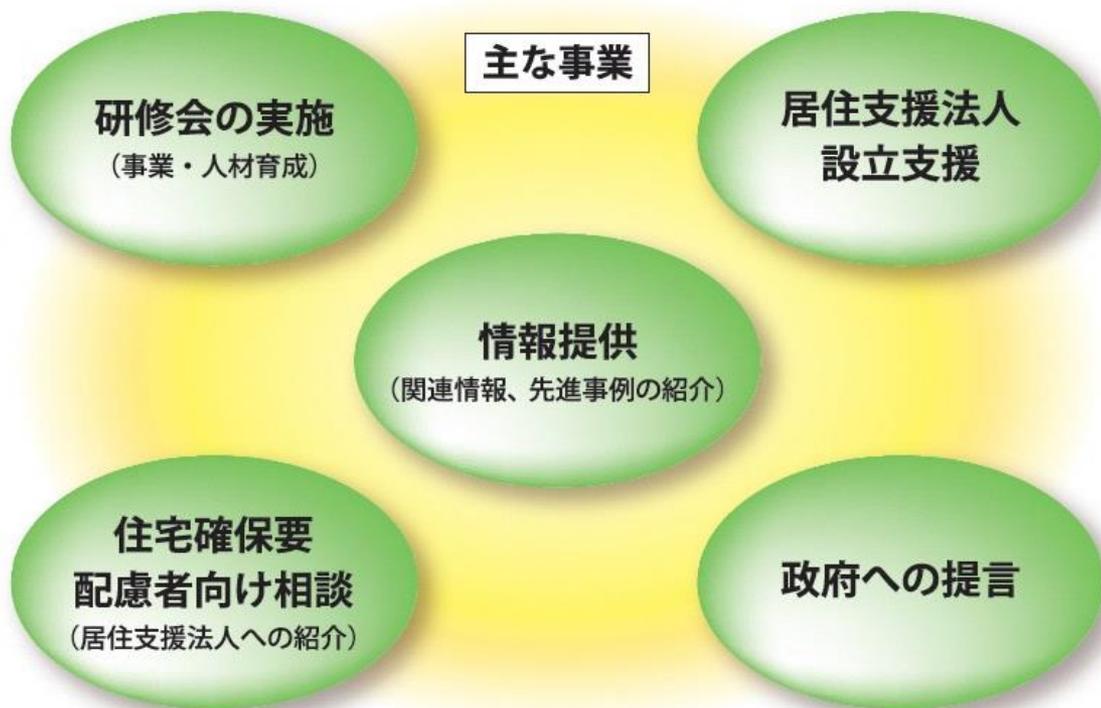
## 入会のご案内



# 交流と研鑽、横断的な連携で 居住支援法人の発展を支えます

一般社団法人 全国居住支援法人協議会は、全国住居確保が困難な生活困窮者向けの事業を実施する団体等の相互の交流と研鑽の機会を提供し、国土交通省（住宅セーフティネット制度）および厚生労働省（生活困窮者自立支援制度）が横断的に連携できる枠組みを構築する協議会として、設立されました。

ぜひ会員として参加をご検討いただき、活動をご支援、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。



## 事業目的（定款より）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援業務に関する情報共有、同業務の質の向上、同業務の持続的活動支援及び居住支援法第40条に規定する法人相互の連携強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
- (2) 行政への政策提言、要望に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者、メディアへの情報提供、啓発に関わる事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

## 【対象】

居住支援法人および居住支援法人を目指す団体

## 【主な活動（会員特典）】

- ①全国研修会実施（居住支援法人の事業・人材育成）
- ②情報提供（各省庁の居住に関する情報、居住支援法人事業の紹介）
- ③住宅確保要配慮者向け相談（居住支援法人へのつなぎ）
- ④居住支援法人向けの相談・講師紹介
- ⑤政府への提言
- ⑥居住支援法人設立支援

## 【発足準備会メンバー】

村木厚子  
(元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授)

三好修  
(三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)

奥田知志  
(NPO法人抱樞理事長、生活困窮者全国ネットワーク共同代表)

高橋紘士  
(東京通信大学人間福祉学部教授、高齢者住宅財団前理事長)

北岡賢剛  
(社会福祉法人グロー理事長)

大月敏雄  
(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授)

芝田淳  
(NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長、司法書士)

石田敦史  
(V/Lシステム連合会代表理事理事長)

那珂正  
(高齢者住宅財団理事長)

西澤希和子  
(株式会社あんど代表取締役共同代表)

# ポイント⑦家族機能の社会化 地域共生社会に向けたアプローチ

◆身内の責任だけでは持たない⇒社会化へ

◆他機関連携体制の構築

⇒制度の連携

⇒専門機関の連携

⇒地域の連携

◆家族機能の社会化—抱樸が考える5つの家族機能

①家庭内サービス提供

②記憶の装置

③つなぎ・もどしの連続行使—コーディネート機能

④出番

⑤日常の共有

# 抱樸の地域互助会事業—家族機能の社会化

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ



葬儀は家族機能そのものの**地域共生社会**とは？  
赤の他人が葬儀を出し合う社会 **家族機能の社会化**



# ポイント⑧縦割りから横ぐしへ

## ◆居住支援協議会の活用

- ⇒総合的な政策議論のステージとして活用可能
- ⇒ほとんどが個別ケース対応はできていない
- ⇒さらに、行政の縦割り構造が反映
  - ※建築、住宅関係部局の主催
  - ※出席者の偏り

## ◆国交・厚労・法務の各施策の組み合わせの仕組み

- ※現場も縦割り一関連した制度や施策しからわからない

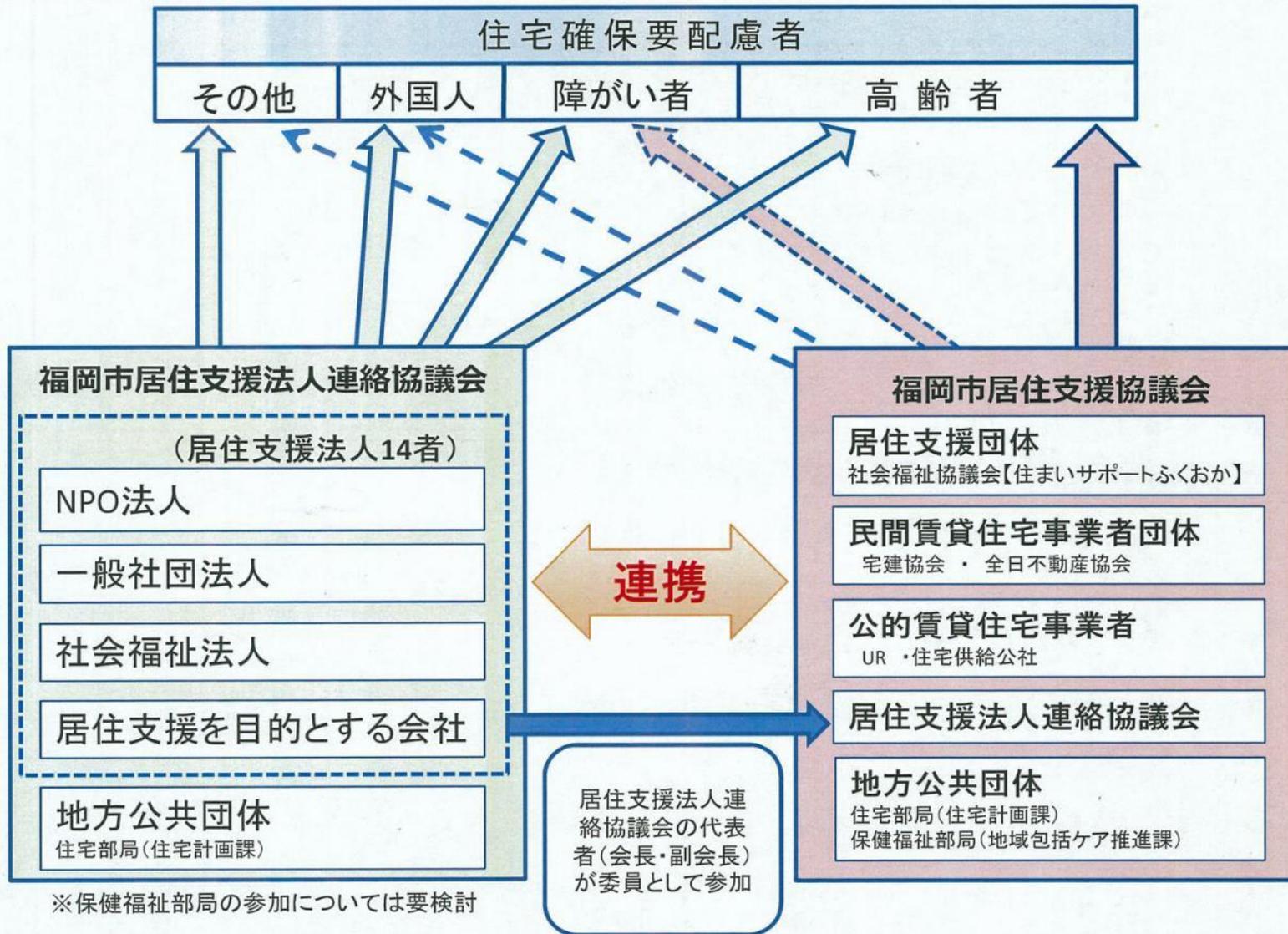
三省協議会 「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」

第一回開催 2020年8月3日開催

- ・厚生労働省 子ども家庭局長、社会・援護局長、同局障害保健福祉部長、老健局長
- ・国土交通省 住宅局長
- ・法務省 矯正局長、保護局長
- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
- ・公益社団法人 全日本不動産協会
- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

# 居住支援協議会と居住支援法人連絡協議会の連携について

別紙1



(2019年7月9日福岡市居住支援協議会資料より)

# 政策上の課題として

- ①住宅ストックの福祉的活用の仕組み
  - ⇒民間の支援付き住宅(サブリースモデル)
- ②家賃補助の仕組み
  - ⇒家賃低廉化(国交・セーフティーネット)
  - ⇒住居確保給付金(厚労・生活困窮者)
- ③支援する人を確保する仕組み
  - ⇒厚労省、法務省が得意
- ④政策の一体的運用の仕組み
  - ⇒役所の一体化
  - ⇒民間の一体化

# 3、サブリース型居住支援の実践

空き家活用

家族無き時代の⇒「家族機能の社会化」

サスティナブル⇒ソーシャルビジネス

# 抱樸居住支援事業—見守り支援付住宅

## ① 課題のマッチングによる新しい価値(ビジネス)創造

⇒不動産オーナー・・・空き家化問題

⇒債務保証会社・・・家賃滞納事故問題

⇒生活支援NPO・・・生活支援費用の負担問題



## ② 住宅確保

不動産「田園興産」(オーナー)からNPO抱樸がサブリース

⇒鉄筋コンクリート8階建 耐震、耐火構造

⇒3フロアー:71室借り上げ(内一部屋管理人室)

⇒管理人常駐体制 ⇒24時間相談受付(NPO)

⇒オリコの家賃見守りとオートコール活用

## ③ 生活支援付保証人事業



# 断らない！ 見守り支援付き住宅 「プラザ抱樸」

現在71室(コロナ緊急対応含)  
単身生活可能だが、  
日常的な見守り、生活支援が必要な方

## 月額費用

家賃：29,000円

公益費：5,940円(水道料・給湯料・町費)

生活支援費：2,160円

OFI賃貸保証料(継続)：349円(初回の1%)

## その他初期費用

敷金：58,000円(家賃2か月分)

OFI賃貸保証料(初回)：34,940円(家賃＋公益費)



# プラザ抱樸モデル事業持続性について

①元々3～3.5万円の家賃物件を2万円でサブリース

②抱樸がサブリース契約

※但、一括約東**契約は入居毎（オーナーの協力）**

③リフォーム

※スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 60室

※コロナ緊急寄付25室（村上財団）

④収益構造－北九州市の住宅扶助29000円

○サブリース差益⇒9000円（月額）

○生活支援付債務保証⇒2000円（月額）

※一部屋に付11,000円（月額）の生活支援費

※**71室**のサブリースで**年間約937万円**の収入

# プラザ抱樸入居者一覧

(2020年4月現在、他管理人1名 ※網掛けは退去者)

番号	年齢	性別	収入源	属性	障がい	就労	
1	50代	男	就労	生活困窮		一般就労	
2	80代	男	生保	高齢・HL			
3	20代	男	親仕送り・就労	障がい	精神2級	障がい就労	
4	20代	女	生保	障がい・HL	精神2級	一般就労	退去
5	70代	男	生保	障がい・高齢・HL	療育B2		
6	40代	男	生保・年金	障がい	療育B2・精神3級		退去
7	60代	男	年金	高齢・HL			
8	70代	男	生保	高齢・HL			退去
9	40代	男	生保	障がい・HL	療育B2		
10	80代	女	年金・貯蓄	高齢			
11	40代	男	年金・就労	障がい	療育B2	障がい就労	
12	30代	男	年金・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労	
13	40代	男	生保	HL	突発性難聴		
14	70代	男	年金・生保	高齢・HL			
15	60代	女	年金	障がい・高齢	療育B2		
16	40代	女	貯蓄	障がい・DV	精神2級		
17	70代	男	就労・貯蓄	高齢・生活困窮		自営	
18	60代	男	生保・年金	高齢・HL			
19	70代	男	生保・年金	高齢・HL			退去
20	20代	女	生保・就労	障がい	発達障がい	障がい就労	
21	60代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	障がい就労	
22	50代	男	生保・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労	
23	20代	女	生保・就労	障がい・HL・母子	療育B2	障がい就労	
24	70代	男	生保	高齢・HL			
25	50代	女	貯蓄	DV			退去

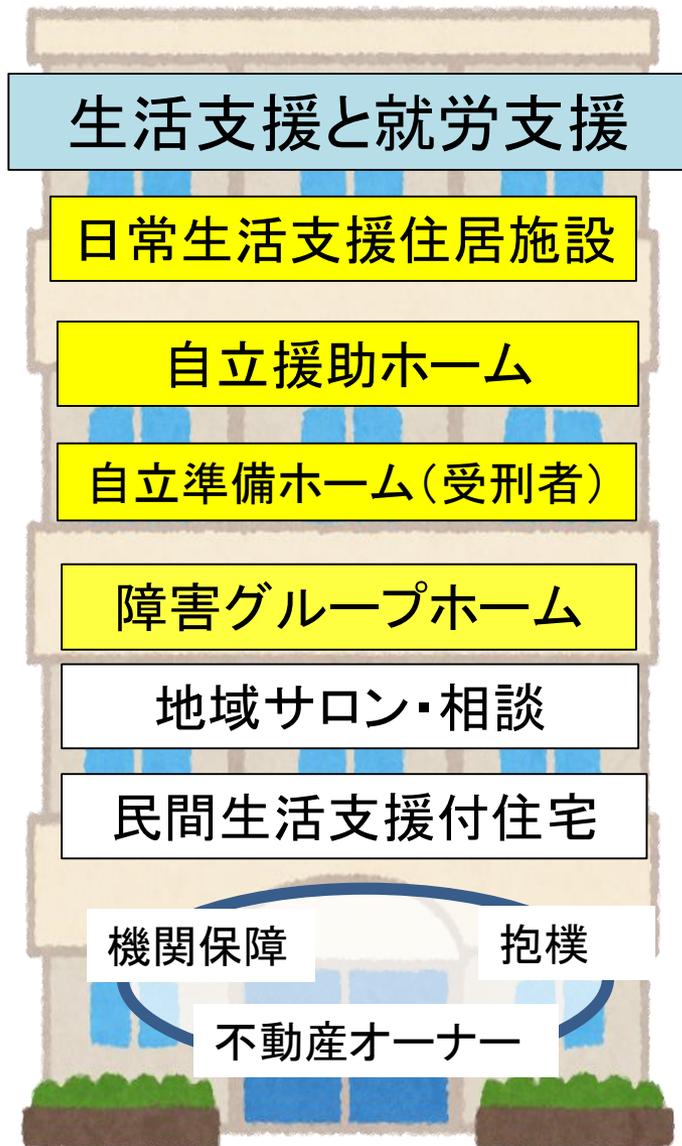
番号	年齢	性別	収入源	属性	障がい	就労
26	70代	男	生保・年金	高齢・HL		
27	40代	男	生保	HL		
28	40代	男	生保	障がい・HL	精神2級	
29	40代	女	就労	生活困窮・DV		一般就労
30	20代	女	就労・生保	生活困窮		一般就労
31	50代	男	就労・年金	障がい・HL	療育B2	一般就労
32	60代	男	生保	高齢・HL		
33	30代	男	生保	HL		
34	20代	女	就労	社会的養護		一般就労
35	50代	男	年金	障がい	身障1級	
36	50代	男	生保・就労	障がい・HL	精神3級	障がい就労
37	70代	男	年金	高齢		
38	50代	男	生保	障がい	身障申請中	
39	70代	男	年金	高齢・HL		
40	50代	男	生保	障がい・HL	療育B2	障がい就労
41	60代	男	年金	障がい・HL	療育B2	
42	60代	男	年金	高齢・HL		
43	50代	男	生保・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労
44	30代	男	生保	障がい	診断中	
45	20代	男	生保・就労	障がい	療育B2	障がい就労
46	10代	女	就労	社会的養護		一般就労
47	70代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	障がい就労
48	10代	男	就労	障がい・社会的養護	療育B2	一般就労
49	60代	女	年金	障がい・高齢	精神2級	
50	20代	女	生保	HL		
51	70代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2・アルコール	障がい就労 <sup>36</sup>

# プラザ抱樸の特徴

## ごちゃまぜ⇒制度外

- 1、相談経路 法人内33名、他機関18名 ※退去者含む
- 2、男女混合型 男性38名、女性13名
- 3、年齢構成(平均年齢53歳)  
10代2名、20代7名、30代3名、40代8名、  
50代9名、60代8名、70代11名、80代2名
- 4、収入源 生保(半就労含)30名、その他21名
- 5、属性 ホームレス、高齢、障がい、生活困窮、母子、  
DV、社会的養護など
- 6、就労支援 51名中22名就労(うち一般就労9名)  
60歳以下の場合 29名中18名(うち一般就労8名)  
※グループホームは12名中11名就労

# 制度と非制度、民と官の組み合わせ



地元企業との連携と起業

## 第1ステージ「支援付登録住宅」(済)

基本3点の支援

- ①登録住宅
- ②地域居住者への生活支援拠点
- ③地域を含む交流サロンの実施
- ④北九州市代理納付
- ⑤国交省スマートウエルネス事業

## 第2ステージ「共生型住宅」(現在)

- ①障がいグループホーム
- ②自立準備ホーム(刑余者受皿)

## 第3ステージ

### 「若者支援・就労付共生型住宅」

- ①日常生活支援住居施設
- ②自立援助ホーム(児童養護施設後)
- ②仕事・就労支援付  
(不動産中央情報センターその他)

- 「居住支援法人」が中心となり、地方自治体、金融機関、地域の互助会等と連携し、アパート全体(一部)の借上げや、生活支援等により家賃滞納等のリスクを軽減するなど、大家が拒否しない居住支援の仕組みを構築する。各種支援や互助会による助け合い等を通じて、居住・生活・就労支援を一体的に支援し、社会の担い手として再就職につなげるまで一貫通貫のサポート体制を実現する。

居住支援法人を中心とした  
低所得者への居住・生活・就労一体型支援モデル事業

統合的政策祇園の場  
厚労、国交、法務、民間

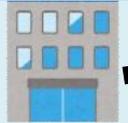
空き家の大家

- 身寄りのない人には貸したくない
- 安定収入が見込めない
- 死後事務大変



サブリースすることで安心

銀行・民間投資家



融資



相談など

居住者



家賃・保証料生活h支援費等

住まいの相談窓口  
紹介

居住支援法人による支援付き住宅運営

【生活相談・見守り】



【就労支援】



【地域支え合い】



困窮者相談者



自治体

相談窓口  
生活困窮者自立相談  
地域包括  
福祉事務所など



紹介

一体実施も可

【厚労省】

- ・住居確保給付金
- ・補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」
- ・一時生活支援事業
- ・自立生活援助
- ・生活保護代理納付

二つの組み合わせ  
新しい居住支援の  
受け皿

【国土交通省】

- 《新たな住宅セーフティネット制度》
- ・改修費補助 国費1/3(限度額50万円/戸)
- ・家賃低廉化補助

家賃・生活支援費  
代理納付  
家賃滞納の連絡

債務保証会社



## 居住就労生活支援法人

大家の安心確保: アパート一棟(もしくは一部)借上げ→サブリースし、債務保証会社と連携することで安定した家賃収入と入居者管理の手間を削減する。

居住者の安心確保: 見守り支援や就労支援など、自立までの生活を一貫して支援し、リフォームされた安心安全な住まいへの入居を可能にする。

関係性の貧困の解消: 互助会の見守り・助け合いにより、社会の一員としての生活を可能にする



ご清聴ありがとうございました